

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「**先端設備等導入計画**」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「**投資計画に関する確認書**」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー

